

(公印省略)  
観第 221-41 号  
令和 8 年 3 月 11 日

日本勤労者山岳連盟会長 様

群馬県知事 山本 一太  
(観光リトリート推進課)

### 谷川岳危険地区の登山禁止について

谷川岳の遭難防止対策については、平素から格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

谷川岳は融雪期に入り、今後気温の上昇に伴い、雪崩の発生が予想されることから、登山することが著しく危険であると認められます。このため、群馬県谷川岳遭難防止条例第7条の規定に基づき、下記のとおり危険地区での登山を禁止することといたしました。

また、危険地区を除く一般コースについては、禁止期間中でも登山は可能ですが、登山に当たっては、登山計画書や登山届を提出したり、事前に気象情報を確認したりするなど、十分な計画を立て、決して安易な行動はとらないよう、注意してください。

以上につきまして、関係各位への周知に御協力をお願い申し上げます。

#### 記

1 登山禁止地区  
危険地区全域

2 登山禁止期間  
令和 8 年 3 月 16 日 (月) から 4 月 24 日 (金) まで (40 日間)

3 問い合わせ先

(1) 群馬県 観光リトリート推進課 インバウンド・誘客促進係  
住所：群馬県前橋市大手町 1-1-1  
電話：027-226-3381

(2) 群馬県 谷川岳登山指導センター  
住所：群馬県利根郡みなかみ町湯楡曾  
電話：0278-72-3688

4 参考 (過去 5 年の登山禁止期間)

- ・令和 7 年 (2025 年) 3 月 17 日 (月) ~ 4 月 25 日 (金) 「40 日間」
- ・令和 6 年 (2024 年) 3 月 9 日 (土) ~ 4 月 12 日 (金) 「35 日間」
- ・令和 5 年 (2023 年) 3 月 22 日 (水) ~ 4 月 30 日 (日) 「40 日間」
- ・令和 4 年 (2022 年) 3 月 22 日 (火) ~ 4 月 28 日 (木) 「38 日間」
- ・令和 3 年 (2021 年) 3 月 20 日 (土) ~ 4 月 30 日 (金) 「42 日間」

担 当：インバウンド・誘客促進係 小林  
T E L：027-226-3381  
F A X：027-223-1197  
E-mail：kobayashi-s@pref.gunma.lg.jp